



大浜海岸のサンセット
撮影者…佐用理紗

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

連日、厳しい猛暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、近年のビジネス界において、中小企業の経営者の高齢化に伴う事業承継や、企業のさらなる成長戦略として、「M&A」という選択肢が定着してきたように思います。そうした中、昨今大きな注目を集めているのが、M&A仲介業やアドバイザーを対象とした「国家資格」を創設しようとする動きです。

これまで、国内のM&A仲介業には特別な参入規制がなく、多様な業者が参入したことで市場が急速に活性化しました。しかしその一方で、一部の業者による強引な勧誘や、不透明な手数料体系、専門知識の不足による契約トラブルなどが相次ぎ、社会問題となっています。国によるガイドラインの改定などの規制強化が進む中、専門性と高い倫理観を担保するための国家資格化の議論は、市場の健全化に向けた抜本的な一歩として期待されています。

経営者の皆様にとって、M&Aは会社の未来や従業員の雇用、そしてご自身の人生を左右する極めて重大な決断です。市場のルールが整備されることは歓迎すべきことですが、同時に、企業側にもこれまで以上に「信頼できる適切なパートナーを見極める眼力」が求められる時代が到来したと言えます。

どのような資格制度が創設されようとも、M&Aの本質である「契約の適正さ」や「潜在的なリスクの洗い出し」を担保するのは、私たち弁護士の役割です。当事務所では、緻密なリーガル・デューデリジェンスや契約交渉を通じ、皆様が安全かつ実りあるM&Aを実現できるよう、今後もサポートを続けてまいります。

酷暑の折、皆様のますますのご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和 弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩

弁護士 黒田祐史 弁護士 和田知彦 弁護士 杉田峻介 弁護士 池田健人 弁護士 室谷悠子

弁護士 平林佳江子 弁護士 中江友紀 弁護士 吉川 叶 弁護士 永田 駿

弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 佐用理紗 弁護士 宮原一樹／事務局一同

2026年1月施行「取適法(旧下請法)」

改正の重要ポイントと中小企業の実務対応

弁護士 黒田 祐史

はじめに

2026年1月1日より、これまでの「下請法(下請代金支払遅延等防止法)」が大きく改正され、新たに「中小受託取引適正化法(通称：取適法)」として施行されました。

この法改正の目的は、簡潔に言うと「中小企業が正当な利益を確保し、賃上げができる環境を作ること」にあります。

従来の「下請法」に比べて適用対象が大幅に拡大されるとともに、新たな禁止行為が追加されるなど、違反行為に対する規制が強化されています。

本ニュースレターでは、改正前の下請法の枠組みを整理したうえで、取適法の改正ポイントと、中小企業が委託事業者(発注者側)として、あるいは受託事業者(受注側)として気をつけるべき実務対応について詳しく解説致します。

1 そもそも下請法とは？

下請法(改正後は「取適法」)は、立場の強い発注側(委託事業者)がその優越的な地位を利用して、立場の弱い受注側(中小受託事業者)に不当な不利益を与えることを防ぎ、取引の公正化と受注側の保護を図るための法律です。

対象となるのは、物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成、運送や情報処理などの役務提供の委託取引です。

また、法律が適用されるかは、発注側と受注側の「資本金の額」によって決まります。具体的には、取引の内容に応じて「資本金3億円超」または「5千万円超」の法人事業者(発注側)から、それ以下の資本金の法人・個人事業者(受注側)へ発注する場合に法律の適用対象となります(資本金基準)。

これらの取引において、法律は発注側に以下の「4つの義務」と「11の禁止事項」を課しています。

【発注側の4つの義務】

- ①発注内容等の明示義務：発注の都度、直ちに発注内容や代金を明記した書面(またはメール等)を交付する。
- ②支払期日を定める義務：物品等の受領日から60日以内に、できる限り短い期間内に代金の支払期日を定める。
- ③書類等の作成・保存義務：取引に関する記録を作成し、2年間保存する。
- ④遅延利息の支払義務：支払いが遅延した場合、遅延利

息(年率14.6%)を支払う。

【発注側の主な禁止行為】

- ・支払遅延・代金の減額：あらかじめ定めた支払期日までに支払わないことや、理由なく代金を減額すること
- ・買いたたき：通常支払われる対価に比べて著しく低い代金を不当に定めること
- ・受領拒否・不当な返品：受注側に責任がないのに、注文品の受領を拒んだり、受領後に返品したりすること
- ・不当なやり直し・経済上の利益の提供要請：費用を負担せずにやり直しをさせたり、協賛金などを要求したりすること

2 取適法改正の4つの重要ポイント

今回の法改正により、以下の点が大きく変わりました。自社の取引が新たに法対象とならないか、十分に確認が必要です。

(1) 適用対象の拡大(従業員基準と特定運送委託の追加)

従来の下請法の適用は「資本金基準」のみで判断されていましたが、取適法では新たに「従業員基準」が追加されました。

資本金基準が適用されない場合でも、委託事業者の従業員数が「300人超」または「100人超」(取引内容によって異なる)の場合、取適法の対象となります。

また、新たに対象取引として「特定運送委託」が追加されました。自社で販売・製造する物品を顧客等へ運送する業務を他社に委託する行為が広く規制対象となります。

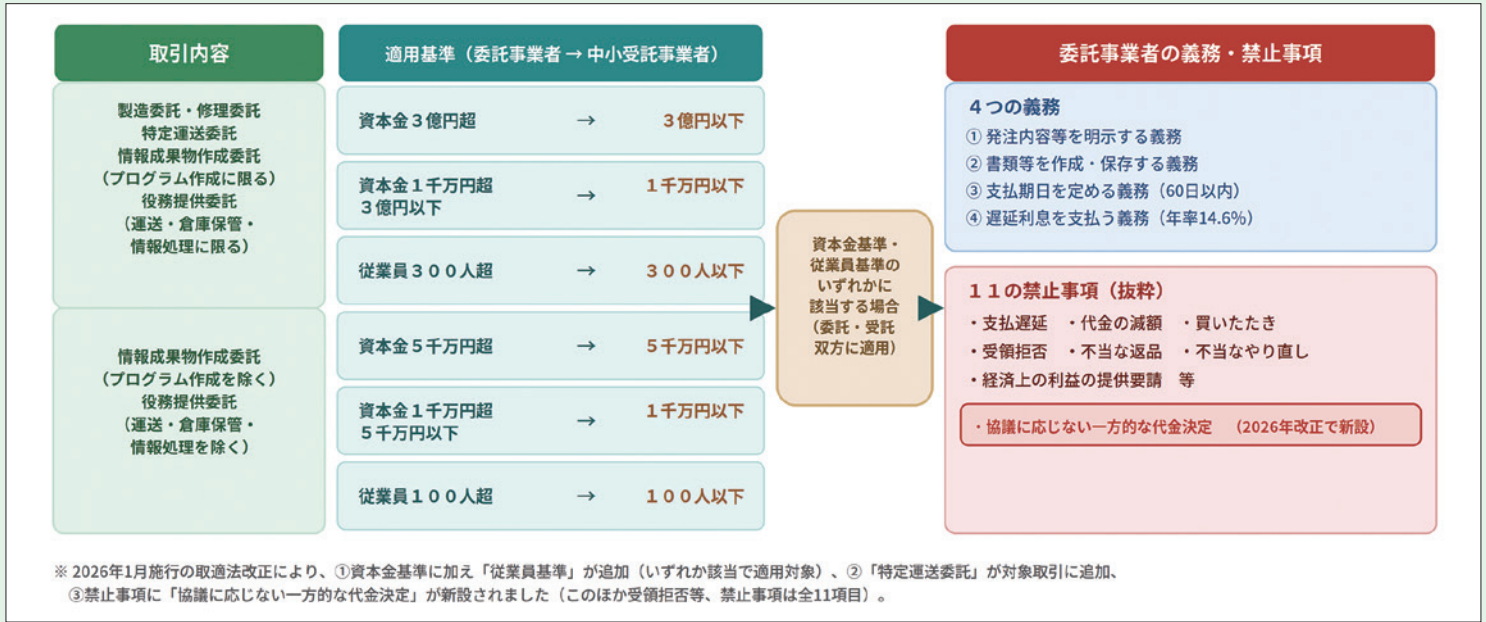
(2) 「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止

近年のコスト高騰を踏まえ、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止行為として明記されました。労務費や原材料費等の変動が生じた際、中小受託事業者から価格改定の協議の求めがあったにもかかわらず、協議を拒否・無視したり、必要な説明をせずに一方的に代金を据え置いたりする行為は法違反となります。

(3) 手形払等の禁止(支払手段の適正化)

法改正により、代金の支払において手形を交付することが原則として禁止されます。

また、電子記録債権や一括決済方式についても、支



払期日までに中小受託事業者が代金相当額を満額得ることが困難なもの(例：満期日が支払期日を超えるものなど)の使用が禁止されます。

(4) 罰則および行政措置の強化

取適法に違反して勧告を受けた場合、「違反事業者名」と「違反内容」が一般に公表されるため、企業の信用に深刻な悪影響を及ぼします。

さらに、発注書面の交付義務違反など一部の規定に違反した場合は、行為者個人のみならず法人にも50万円以下の罰金(刑事罰)が科される可能性があります。

3 中小企業が実務上気をつけるべき対応と社内体制の整備

今回の改正に伴い、中小企業は委託事業者として法令を遵守し、また中小受託事業者として自社の権利を守るために、以下の実務対応を進める必要があります。

(1) 対象取引の判定見直し

自社の取引が取適法の対象となるか、取引先ごとに判定するプロセスを構築してください。資本金基準に加え、新たに「従業員基準」による判定が必要です。従業員基準は「発注した時点」の人数で判断されるため、パートタイマーなどを含む従業員数を定期的に確認する仕組みを取り入れることが推奨されます。

(2) 契約書・発注の整備と「4条明示義務」の徹底

取適法の対象取引では、発注の都度、「直ちに」発注内容や代金などを記載した書面を交付する義務があります(4条明示義務)。電子メール等での明示も可能です。急ぐからといって電話や口頭のみで発注し、後から書面を交付する行為は違反となります。緊急時であっても、電話連絡後「直ちに」メール等で内容を明示する運用を徹底してください。

(3) 支払ルールの見直し(振込手数料・端数処理)

代金の支払期日は、物品等の「受領日」から起算して60日以内で設定しなければなりません。また、銀行振込の際、

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を代金から差し引いて支払う行為は「代金の減額」として明確な禁止行為となります。同様に、支払時に生じた円未満の端数を1円以上の単位で切り捨てて支払う行為も違反となります。

(4) 価格協議への誠実な対応(社内フローの構築)

コスト高騰を理由とした代金引き上げの打診があった場合、適切に協議のテーブルにつくための窓口や対応フローを整備しておくことが重要です。単に拒否するのではなく誠実に協議し、もし代金を据え置く場合でも、その理由を丁寧に説明し、交渉記録を必ず保存してください。

4 よくある実務上の疑問点

Q 商社が介在する取引は誰が保護対象ですか？

A 商社が単なる事務代行(注文書の取次ぎ等)を行っている場合は、大元の発注者が「委託事業者」、外注先が「中小受託事業者」となります。商社が取引内容に関与している場合は、それぞれの契約当事者間で基準を満たすかが判断されます。

Q 労働者派遣は取適法の対象となりますか？

A 労働者の派遣は、自社の指揮命令下で業務を行わせるものであり、取適法の委託取引には該当しません。

おわりに

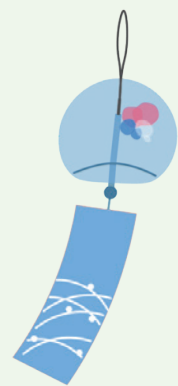
取適法への改正は、これまでの商慣習を見直し、適正な取引環境を構築するための大きな転換点となります。知らず知らずのうちに法違反を犯し、社名公表や罰金などのペナルティを受けることを防ぐためには、外部の専門家の視点を取り入れたチェック体制の構築が不可欠です。現状の取引に不安がある場合や、下請企業として不当な扱いを受けていると感じる場合は、トラブルが起きる前にぜひご相談ください。

いつもの夏

弁護士 津田 浩 克



強 烈な陽射しが照り付け皮膚が痛いと感じる真夏日が梅雨明けとともに始まりました。これがいつもの奄美の夏なのだけれど、若くはない身には少し堪えます。たまたまに逃げ込んだガジュマルの緑陰に渡る風は心地よく、鳥のさえずりが響いて、しばし暑さを忘れます。滴り落ちる汗をぬぐいながら、平和で穏やかな日々であることの尊さを噛み締めています。彼の地の過酷な現実には祈ることしかできませんが、ガジュマルの緑陰を渡る風のような穏やかさが、皆様の元にも届く夏でありますように。



暑中お見舞い申し上げます

自己ベスト更新

弁護士 岩本 朗



性 懲りもなく1シーズンに2レース程度はフルマラソンを元気に走っております。直近は、今年2月22日に開催された大阪マラソンを走りました。大阪マラソンは、スタート地点・ゴール地点がいずれも大阪城(公園)、コースも平坦な市街地を走りますので、好タイムが出やすく、しかも沿道の応援が途切れない楽しいレースです。今年の私のタイムは3時間53分32秒で、56歳(当時)で3年ぶりに自己ベストの更新ができました。今年は気温が高く、脱水対策が重要でしたが、グリセリンローディングなる謎の対策が効果を発揮し、脱水症状も抑えることができました。唯一かつ最大の失敗は、珍しく沿道に応援に来てくれた妻を見落として発見できなかったことでした。

ひまわりとともに

弁護士 池田 直 樹



東 京メトロに駆け込もうとしてふと弁護士バッジ(ひまわりデザイン)が襟穴にぶらさがっていることに気付いた。「留(止)まってないよ!」と叫んでくれた気がした。思えば修習初日、松山から神戸へと弁護士への道を案内した船はさんふらわあ号だった。弁護士初期、高裁に書面なしで行かされて裁判長に叱られたときも、金ぴかに光って「君に言っても仕方がないな」と守ってくれた。それから40年、シルバーに変色した私は、大学院でヒマワリ(弁護士)の種をもうしばらく育てる。今後、耕作放棄地でヒマワリの種などを蒔き、半農半弁で生きよう。新しい留め具でネジを巻き直して襟を正せば、バッジと一緒に陽に向かいつつ大地に根を下ろせる気がする。「利回り」を気にするより「ひまあり」の人生を過ごしたい。

ハイライトとRINGO

弁護士 原 正 和



大 学3年生の長女に誘われ、百万遍の交差点を少し東に入ったところにある「ハイライト」に行きました。私が通っていた大学の近くに本店があり、高校の近くにも支店がありますので、学生時代はたまにここのチキンカツを食べていたのですが、今回、約25年ぶりにカラフルジャンボチキンカツを食べ、変わらぬ美味しさに驚きました。思っていた以上に美味しかったため食べすぎでお腹いっぱいになった後、近くにあるビートルズバー「RINGO」に行きました。長女は軽音サークルに入っており、ビートルズも好きなので、娘に誘われて入ったのですが、百万遍の交差点を少し西に入ったところに、こんなにもビートルズ愛があふれるバーがあることを初めて知りました。お店の方に尋ねたところ、50年ほど前から同じ場所でお店をやっているということで、学生時代、大学に行くときは毎回この店の前を歩いていた私は一体どこを見ていたのだろうかと思いました。「RINGO」のことは知りませんでしたが、娘と一緒に、昔通っていた大学の周辺を歩いて、よい思い出になりました。

台風の日思い出

弁護士 石 飛 優 子



6 月、時季外れの台風が日本列島を襲いました。台風が来るたび、2018年9月に大阪を直撃した台風21号を思い出します。関西国際空港の連絡橋に給油タンカーが衝突した、あの台風です。その日、私は大阪市内でどうしても外せない仕事がありました。仕事を終えて帰ろうとしましたが、電車は止まり、タクシー乗り場には長蛇の列。タクシーは1台も来ません。歩いて帰ろうとしてみたものの、暴風雨で真っ暗、進む方向さえわかりませんでした。すると突然、津田弁護士から電話が。事情を話すと「駅で待ってて!」の一言。その後、津田弁護士の依頼を受けた顧問先会社の部長さんが、自家用車で迎えに来てくださったのです。不安でいっぱいの中、人の温かさに救われたこの出来事を、私は台風が来るたびに思い出します。

旧閑谷学校

弁護士 黒 田 祐 史



先 日、岡山県にある「日本最古の庶民のための学校」・旧閑谷学校を訪れ、国宝の講堂で陽明学の講話を聞く機会に恵まれました。350年以上前の江戸時代に建てられ、守り続けられてきた豊かな空間で、実践を重視する陽明学の思想に触れ、非常に有意義な時間を過ごすことができました。特に、知識と行動は一体であるという「知行合一」の教えは、弁護士の仕事の本質に通じるものがあると感じます。法律や判例といった知識を、具体的な案件の進め方(行動)にどう落とし込んでいくのか。皆さまに「生きたアドバイス」を提供することを意識し、今後も精進していきたいと考えております。

カスハラ対策の義務化に向けたご準備を

弁護士 齊 藤 優 摩



2 026年10月1日から、企業にはカスタマーハラスメント対策が義務付けられます。顧客からの暴言、過度な要求、長時間の拘束などは、従業員の心身に大きな負担を与えるだけでなく、企業の安全配慮義務や職場環境配慮の観点からも問題となり得ます。今後は、相談窓口の設置、対応マニュアルの整備、従業員への周知・研修、悪質な顧客への対応方針の明確化などが重要になります。施行直前に慌てないよう、早めに社内体制を確認しておくことをおすすめします。



日々を整えながら、仕事に向き合う

弁護士 和 田 知 彦



40 代半ばとなり、日々の体調管理や体力維持の大切さを改めて感じています。現在、主に関西圏と奄美の案件を多く対応させていただいていますが、奄美でサーフィンをする時間は、朝日を浴びながら自然の中で心身をリフレッシュできる貴重なひとときであり、健康面にも精神面にも良い影響を与えてくれています。こうした時間を大切にしながら、引き続き一つひとつのご相談に丁寧に向き合い、皆さまのお気持ちに寄り添いながら最適な解決に努めてまいります。今年も折り返しを迎えましたが、後半もどうぞよろしくお願いいたします。

台湾

弁護士 杉田 峻介



猛暑に負けぬ心と体

弁護士 池田 健人



推し活の力

弁護士 中江 友紀



四天王寺骨董市

弁護士 佐用 理紗



連 休に、初めて台湾に行きました。今回は台北を中心に過ごしましたが、人は穏やかで親切、町並みは整っていて、ご飯はどこで食べても美味しく、最高でした。

日本語での案内も多く、日本から来たと知ってとても親切にしてくれる方もいました。嬉しく思いつつ、過去のことを学んでおかねばと思い、台湾についての本を2冊ほど読みましたが、台湾の人々が他の国々や勢力の狭間で経験してきた激動の歴史を知り、苦労の中で発展を遂げてきたことに想いを馳せました。

今回は3日間の滞在でしたが、すっかり台湾が好きになってしまい、また台北近郊以外の地域にも行きたいと思っています。ちなみに、美味しかった料理はたくさんありますが、今回一番印象に残ったのは、夜市の老舗の店で買った「胡椒餅」です。胡椒餅は豚肉と青ネギ、香辛料などが入った餡を生地で包んで焼き上げたもので、香ばしくとてもお勧めです。

弁 護士の仕事は、知識のアップデートもさることながら、何よりも心身が健康であることが最も重要です。最近の夏は猛暑が続いておりますので、今年は、これを取り切るために、キックボクシングやジムにて適度な運動を行うことを心に決めております(少なくとも、このひとことを書いている7月頭時点ではやる気に満ち溢れております。ニュースレターが皆様のお手元に届くころまでこの思いは継続しているはずです(笑))。

心身のコンディションを万全に保ち、皆様の直面する課題や急なトラブルに対して、いつでも最高のパフォーマンスで向き合い、迅速かつ力強い解決策をご提示できるよう準備する所存です。



暑中お見舞い申し上げます

36年生きたクマ

弁護士 室谷 悠子



グローバルユースフォーラム

弁護士 平林 佳江子



入籍

弁護士 吉川 叶



東京旅行

弁護士 永田 駿



中 学生の頃から知っているクマの太郎が36歳で亡くなりました。今の野生のクマは捕獲圧の強い厳しい生存環境の中で、10年生きると長生きですが、飼育されるともっと長く生き、動物園では最長39歳という記録があります。

母グマを殺されて目の開いていない状態で連れて来られた彼を、育て親(人)はわが子のように可愛がって育てました。動物園に預けられたり、クマ牧場に連れて行かれそうになったりを潜り抜け、みんなに温かく見守ってもらえる場所に檻を建ててもらい、高齢だった育て親が亡くなった後も20年以上、たくさんの人に可愛がられながら生きました。

私は、数年に一度会いに行く以外は、何かあった時に報告を受ける程度でしたが、それでもこれほど長く1頭の動物と付き合ったことはなく、太郎の一生を振り返ると涙が溢れそうになり、時を重ねる交流の重みを感じています。

3 月5日から7日にかけて、東京都内において、「第4回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」が開かれ、ファシリテーター(世界各国から参加する若者で構成されるグループの議論を促進する役割)として参加をしました。このフォーラムは、2021年に開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)で採択された「京都宣言」を踏まえ、司法分野における若者の参画等を目的として、国連薬物犯罪事務所(UNODC)の協力の下、定期的で開催されています。4回目のフォーラムでは、「社会復帰を通じた再犯防止における若者と地域社会の役割」をテーマとして、議論が交わされました。再犯防止といってもそれぞれ国の背景事情が違うので、グループとしての意見をまとめるには難しい点もありましたが、若い学生さんの活発な議論にこちらが刺激を受けた3日間でした。

今 年の5月5日に、かねてからお付き合いしていた女性と入籍しました。

ここ数か月は、入籍に伴うさまざまな準備で慌ただしく過ごしており、生活リズムも大きく変わったため、戸惑いながらも日々新しい生活を送っています。

一方で、我が家では夕食後にアイスやお菓子を食べる習慣がすっかり根付いてしまい、今年に入ってから約5キロも太ってしまいました。

今年の後半は、何とか体重を落としつつ、できればテニスやジムでのトレーニングにも取り組みたいと思っています。

先 日、妻の姉家族が住む東京に旅行に行ってきました。お目当ては主にディズニーランドだったのですが、あいにくの台風で旅行自体の決行が危ぶまれる状況でした。しかし、従姉とミッキーに会いに行くと楽しみにしていた息子のためにも、何とかおさまることを祈って強行した結果、飛行機が欠航になることもなく、無事に楽しむことができました。たまたま、プーさんのハニーハントとイツアスモールワールドが休止直前だったので、滑り込みで間に合いましたし、ミッキーに会ってとても喜ぶ息子の姿を見て、強行して良かったと思いました。あいにくの雨で移動がかなり大変でしたが、豊洲や有明にも行き、充実した旅行になりました。

入所のご挨拶

弁護士 宮原 一樹



この度、ご縁があって弁護士法人あすなろの奄美支所にある「奄美あすなろ法律事務所」に赴任いたしました。

私にとって奄美は未知の新天地で、新たな挑戦をする機会

をいただけたことに心より感謝しております。

私の出身は兵庫県尼崎市ですが、赴任にあたって調べてみると、尼崎には奄美群島ご出身の方やそのご子孫が数多く暮らしておられ、奄美とは歴史的にも深いご縁がある地域であることが分かりました。その事実を知り、遠く離れた奄美が身近なものに感じられ、この不思議な巡り合わせに一層身の引き締まる思いであります。

民事・刑事問わず、複雑な事案にも誠実に対応し、解決に導ける弁護士へと成長できるよう、日々研鑽を重ねてまいります。



奄美あすなろだより

奄美での業務と島の 自然環境や歴史的背景

弁護士 佐用 理紗

奄美での勤務を通じ、この地域特有の自然環境や歴史的背景が、日々の業務にいかに深く関わっているかを実感させられることがあります。

まず、現地調査において念頭に置くべきは、独自の生態系である「ハブ」の存在です。奄美群島の島々は、その成り立ちによって生態系が異なります。氷河期に完全に水没しなかった奄美大島と徳之島にはハブが生息していますが、珊瑚の隆起によって形成された与論島、沖永良部島、喜界島にはハブは生息しておりません。そのため、現地調査などで山林や畑に足を踏み入れる際、島によってハブに対する警戒の要否が分かります。私が弁護士として働き始めた頃、奄美大島の山中に入る業務に際して先輩からハブの牙を通さないという長靴を借り、まさに命懸けの任務だと驚きました。一方で、喜界島で茂みに入る際には、ハブの心配がないことに安堵した経験があります。このようにハブがいるかいないかは、人々の気質や島民性にも影響を及ぼしていると耳にしたことがあります。

また、実務において特筆すべき事情として、旧民法に関する知識の必要性が挙げられます。奄美群島は戦後、アメリカによる統治時代を経験しているため、本土と比較して現行民法の適用時期が遅くなっています。アメリカ統治下では明治民法がまだ適用されていたため、古い名義のまま残されている土地の遺産分割や時効取得などを扱う場面では、今日でも旧民法の知識が欠かせません。

戸主から戸主へと家督が引き継がれるため相続人が広がりにくいという実務上の利点がある一方で、隠居制度をはじめとする、現在とは全く異なる家族法に直面することになります。難解な戸籍を読み解く場面もありますが、一つひとつ調べながら慎重に対応を重ねております。

さらに、戸籍を拝見していると、「一文字姓」に触れる機会も多くあります。これは歴史的には薩摩藩の政策が影響しているとされています。その後、時代が下り内地へ赴く機会などが増える中で、二文字姓に変更する必要性が生じました。そうした事情もあり、一文字姓の方が二文字姓であるかのように見せるため、例えば「山」という姓に対して子に「田太郎」と名付け、あたかも「山田 太郎」であるかのように工夫がなされた戸籍を目にすることがあります。しかしながら、このような名付けは、婚姻の際に「山田 理紗」ではなく「山 理紗」となってしまうといった不都合が生じます。そのため一時期、奄美では裁判所の手続を通じた氏の変更が多く行われたという歴史的な事情も耳にしました。

このように、奄美での業務は島の自然環境や歩んできた歴史的経緯に深く寄り添うことが求められる場合があり、非常に奥深いものとなっています。



金作原のヒカゲヘゴ 撮影者：佐用理紗

JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

みどりの遺言セミナー実施！

詳しくは検索：「みどりの遺言」にて
9月12日14時より東京のWWFジャパンにおいて、「みどりの遺言」セミナーと相談会（大阪あり）を開催します。

遺言書作成の基本と「みどりの遺言」の事例なども紹介いたします。内容はウェブ配信される予定です。詳しくは、<https://jelf-justice.net/> を検索してください。

夏季休暇のお知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏季休暇とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

大阪事務所

8月12日（水）～8月14日（金）

奄美支所

8月25日（火）～8月27日（木）

